

掛川市規則第21号

静岡県屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年7月2日

掛川市長

(別紙)

静岡県屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

静岡県屋外広告物条例施行細則（平成17年掛川市規則第106号）の一部を次のように改正する。

様式第7号から様式第11号までの規定中

「

届出者  
住所 〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕<sup>㊦</sup>  
電話番号

」

を

「

届出者  
住所 〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

」

に改める。

様式第18号中

「

受領者  
住所 〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕<sup>㊦</sup>  
電話番号

」

を

「

受領者  
住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$   
氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$   
電話番号

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。